

○伊達地方消防組合救急業務規程

令和8年3月26日消本訓令第2号

伊達地方消防組合救急業務規程

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 救急業務等の管理

第1節 管理責任（第3条）

第2節 救急隊の配置等（第4条）

第3節 救急隊の編成等（第5条・第6条）

第4節 技能管理等（第7条—第9条）

第3章 救急活動等

第1節 救急活動の基本（第10条）

第2節 救急活動に係る必要事項（第11条—第16条）

第3節 薬剤等の管理（第17条—第19条）

第4節 感染防止（第20条）

第4章 記録

第1節 救急活動記録（第21条）

第2節 救急搬送証明（第22条）

第5章 普及啓発（第23条）

第6章 補則（第24条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、消防法（昭和23年法律第186号）、救急救命士法（平成3年法律第36号）その他の法令等に定めがあるもののほか、伊達地方消防組合救急業務に関する規則（昭和47年伊達地方消防組合規則第8号）第4条に基づき、救急業務の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 救急活動 救急業務を行うための行動で、救急隊の出動から帰署までの一連の行動をいう。
- (2) 医療機関 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5に定める病院及び診療所をいう。

第2章 救急業務等の管理

第1節 管理責任

(管理責任)

第3条 消防長は、救急事情の実態を把握して、これに対応する救急業務等の執行体制の確立を図り、救急業務等の運営の万全を期する。

2 消防署長は、救急隊が配置されている職員を指揮・監督して、救急業務等の執行体制の確立を図り、その万全を期する。

第2節 救急隊の配置等

(救急隊の配置及び出動区域)

第4条 救急隊は、次の表に掲げる消防署（分署）に配置し、その隊名はそれぞれ同表右欄に掲げるとおりとする。

| 救急隊配置消防署（分署） | 救急隊名 |
|--------------|-------|
| 中央消防署 | 中央救急隊 |
| 中央消防署東分署 | 東救急隊 |
| 中央消防署西分署 | 西救急隊 |
| 中央消防署南分署 | 南救急隊 |
| 中央消防署北分署 | 北救急隊 |

2 救急隊の出動区域は、伊達地方消防組合の区域内とする。ただし、消防相互応援協定に基づく出動その他消防長又は消防署長が必要と認めるときは、この限りでない。

第3節 救急隊の編成等

(救急隊員の指定)

第5条 消防長は、消防吏員のうち消防法施行令（昭和36年政令第37号）第44条第5項に該当する者のうちから救急隊員を指定する。

(救急隊員の任務)

第6条 救急隊員のうち1人は、救急隊長とする。

2 救急隊長は、救急隊員を指揮監督し、救急業務を円滑に行うように努めなければならない。

3 救急隊員は、救急隊長の指揮を受けて救急業務に従事する。

第4節 技能管理等

(技能管理)

第7条 消防長は、救急隊員に対し、救急業務の更なる質の向上並びに的確に救急業務に対応できる必要な知識及び技術の向上を図るため、技能管理を行う。

(指導救命士の責務)

第8条 前条の技能管理を行うため、伊達地方消防組合に指導救命士を置き、救急救命士その他の救急隊員の医学的知識及び専門的技術の向上に努めなければならない。

(救急技術指導者の責務)

第9条 第7条の技能管理を行うため、伊達地方消防組合に救急技術指導者を置き、指導救命士と連携を図り、救急隊員の医学的知識及び専門的技術の向上に努めなければならない。

第3章 救急活動等

第1節 救急活動の基本

(救急活動指針)

第10条 消防長は、消防法に定める救急業務について、救急活動を円滑かつ効果的に実施するため、救急隊員が救急活動を統一的に行うための指針を定める。

第2節 救急活動に係る必要事項

(救急自動車に備える資器材)

第11条 救急自動車には、応急処置、通信等に必要な資器材で、次に掲げるものを備えるものとする。

- (1) 観察用資器材
- (2) 呼吸・循環管理用資器材
- (3) 創傷等保護用資器材
- (4) 保温・搬送用資器材
- (5) 感染防止・消毒用資器材
- (6) 通信用資器材
- (7) その他の資器材

(口頭指導)

第12条 救命効果の向上に資するため、救急要請時等に応急手当の口頭指導を行う。

(救急車への同乗等)

第13条 救急隊長は、救急業務の実施に際し、傷病者の家族、関係者等へ必要に応じ同乗を求めるものとする。

2 救急隊長は、傷病者の状況により必要があると認めるときは、その者の家族等へ状況等を連絡するよう努める。

(搬送を辞退(拒否)した者の取扱い)

第14条 救急隊長は、救急業務の実施に際し、傷病者又はその家族(法定代理人を含む。以下この条において同じ。)が搬送を辞退(拒否)した場合は、搬送しないものとする。

2 前項の場合において、傷病者本人より救急搬送辞退(拒否)書(様式第1号)にその旨の理由及び署名を受ける。ただし、傷病者本人が意思表示困難、未成年者の場合は、家族にその旨の理由及び署名を受ける。

(死亡者の取扱い)

第15条 救急隊長は、次に掲げる場合は搬送しないものとする。

- (1) 傷病者が明らかに死亡している場合
- (2) 医師が死亡していると診断した場合

2 前項第1号の場合において、救急隊長は、救急現場においての適正な観察を実施し判断する。

(要保護者等の取扱い)

第16条 消防署長は、生活保護法(昭和25年法律第144号)に定める被保護者又は要保護者と認められる傷病者を搬送した場合には、要保護傷病者搬送報告書(送院通知書)(様式第2号)により消防長に報告する。

2 消防長は、前項の報告を受けたときは、生活保護法第19条第1項に規定する福祉事務所に前項の要保護傷病者搬送報告書(送院通知書)により通知する。

第3節 薬剤等の管理

(薬剤の管理)

第17条 消防本部並びに消防署及び各分署に、薬剤の適切な管理を行うため、薬剤管理責任者を置く。

2 薬剤管理責任者は、警防課長並びに消防署長及び各分署長をもって充てる。

- 3 警防課長は、薬剤を購入し、適正管理の上、消防署長に送付し、消防署長は各分署長へ送付する。
- 4 消防署長及び各分署長（以下「署長等」という。）は、薬剤の送付を受けた時は、数量等を管理するとともに、1か月ごとに在庫点検をして、適切に管理する。
- 5 署長等は、薬剤を使用した時は、数量等を管理するとともに、薬剤使用後の在庫点検をして、適切に管理する。
- 6 薬剤を紛失した場合は、薬剤管理責任者は速やかに消防長に報告するとともに、追跡調査を行い、経過、対応等を報告する。この場合において、各分署長は速やかに消防署長を経由し報告する。
- 7 薬剤の保管は、他の物品と明確に区分して保管するとともに、庁舎内の金庫に保管し、かつ、鍵をかけて安全に保管する。
- 8 薬剤の保存方法は、遮光及び室温で保存する。
- 9 薬剤の有効期限が経過したものを適切な方法により廃棄する。

（除細動器の保守管理）

第18条 消防本部に、除細動器の安全使用のため除細動器安全管理責任者を置く。

- 2 除細動器安全管理責任者は、救急係長の職にある者をもって充てる。
- 3 消防署及び各分署に、除細動器の安全使用、点検等のため、除細動器安全管理者を置く。
- 4 除細動器安全管理者は、救急救命士の資格を有するもののうちから、署長等の内申に基づき消防長が指名する。
- 5 除細動器安全管理責任者及び除細動器安全管理者は、常に連絡調整を図る。
- 6 除細動器安全管理者は、毎週1回定期的に除細動器の点検を実施し、異常の有無・内容等を記録する。
- 7 除細動器安全管理者は、救急活動で除細動器を使用した場合に除細動器の点検を実施し、異常の有無・内容等を記録する。

（救急資器材の処理）

第19条 留置針等の救急資器材は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の規定に基づき適正に処理する。

第4節 感染防止

（感染防止対策）

第20条 救急活動時の標準予防策、救急自動車（積載品を含む。）の消毒その他の感染防止対策を徹底する。

第4章 記録

第1節 救急活動記録

（救急活動記録）

第21条 救急活動を行った場合は、次に掲げるところにより記録する。

（1） 救急活動記録（様式第3号）

ア 傷病者情報、救急活動の内容その他の救急活動に係る事項

イ 医師の指示があった場合には、当該医師（医療機関名を含む。）の氏名及びその指示内容

ウ 救急救命士が救急救命処置を行った場合は、救急救命士法第46条第1項の規定により、救急救命士法施行規則（平成3年厚生省令第44号）第25条に定める事項

エ 心電図波形（記録した場合）

（2） 傷病者収容書（様式第4号）

ア 傷病者を搬送し、医療機関に引渡した場合は、傷病者収容書により、必要事項を記載の上、医師（医療機関名を含む。）の署名（記名）又は押印を受けるものとする。

イ 傷病者収容書に記録される傷病名、傷病程度その他必要事項を前号の救急活動記録に記録する。

2 前項第1号の救急活動記録は、翌月末日までに消防署長へ報告する。

第2節 救急搬送証明

（救急搬送証明）

第22条 消防長は、傷病者又はその関係者から、傷病者本人にかかる救急搬送証明の申請があったときは、救急搬送証明書を交付する。

第5章 普及啓発

（住民に対する普及啓発）

第23条 消防長及び消防署長は、住民に対する応急手当の普及啓発活動を計画的に推進する。

第6章 補則

（委任）

第24条 この規程の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この訓令は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 伊達地方消防組合救急業務に関する規程（昭和47年伊達地方消防組合消防本部訓令第3号）及び救急救命士が行う救急救命処置に関する救急活動規程（平成27年伊達地方消防組合消防本部訓令第7号）は、廃止する。
- 3 この訓令の施行の際現に前項の規定による廃止前の伊達地方消防組合救急業務に関する規程第22条及び救急救命士が行う救急救命処置に関する救急活動規程第4条の規定により処理している記録は、なお従前の例による。
- 4 この訓令の施行の際現に第2項の規定による廃止前の伊達地方消防組合救急業務に関する規程及び救急救命士が行う救急救命処置に関する救急活動規程によりなされた手続その他の行為は、前項に定めるものを除き、この訓令の規定に相当の規定があるものは、これらの規定によってした手続その他の行為とみなす。

様式第2号 (第16条関係)

要保護傷病者搬送報告書 (送院通知書)

| | | |
|--------|-------------|------------|
| 救急事案日時 | | |
| 救急出動場所 | | |
| 収容医療機関 | | |
| 傷病者情報 | 住 所 | |
| | フリガナ 氏 名 | |
| | 生年月日 | 年 月 日 (歳) |
| | 性 別 | |
| 搬送救急隊名 | | |
| 摘 要 | | |

様式第3号 (第21条関係)

救急活動記録

| | | | | | | | | |
|-------------------|-----------|----------|----------|----------|----------|----------|--|--|
| 隊名・出動番号 | | No. | | 覚知時間 | | | | |
| 覚知年月日 | | | | 出動時間 | | | | |
| 出動車両 | | | | 現場到着時間 | | | | |
| 救急隊員 | | | | 接触時間 | | | | |
| 事故種別 | | | | 車内収容時間 | | | | |
| 発生場所 | | | | 現場出発時間 | | | | |
| 出動場所 | | | | 病院到着時間 | | | | |
| 救急概要 | | | | 収容時間 | | | | |
| | | | | 引揚時間 | | | | |
| | | | | 帰署時間 | | | | |
| 傷病者情報 | 住所 | | | 傷病者番号 | | | | |
| | フリガナ | | | 搬送種別 | | | | |
| | 氏名 | | | 収容医療機関 | | | | |
| | 性別 | | | 傷病程度 | | | | |
| | 生年月日 | 年 | 月 | 日 (歳) | 傷病名 | | | |
| | 同乗者 | () | () | () | 転院元 | | | |
| | | | | | 不搬送理由 | | | |
| 観察情報 | 観察時間・観察場所 | | | | | | | |
| | 意識 | | | | | | | |
| | 呼吸 | | | | | | | |
| | 脈拍 | | | | | | | |
| | 血圧 | | | | | | | |
| | SP02 | | | | | | | |
| | 心電図 | | | | | | | |
| | 体温 | | | | | | | |
| 瞳孔 | 右 mm () | 左 mm () | 右 mm () | 左 mm () | 右 mm () | 左 mm () | | |
| <その他の観察情報> | | | | | | | | |
| <状況・活動内容 (処置・判断)> | | | | | | | | |

| | | |
|---------|--------|--|
| 救命処置実施者 | 指示時刻 | |
| | 指示要請機関 | |
| | 指示要請者 | |
| | 指示医師名 | |
| 指示要請内容 | | |
| 医師指示内容 | | |

| 除細動 | 気道確保 | 血糖測定 | 静脈路確保 | 薬剤投与 |
|--------------|----------------------|-----------------------|---------------------|-----------------|
| 1回目 () | () | ①実施場所() | () | 1回目 () |
| 2回目 () | サイズ() 固定位置() cm | 実施時刻() 数値()mg/dl | ①実施場所() 実施時刻() | () |
| 3回目 () | 実施場所() 実施時刻() | 穿刺部位() | 留置針()G 血管確保部位 | 2回目 () () |
| 4回目 () | 換気 O2 ()L/分 | 実施者氏名 () | 中止未実施理由 | 3回目 () () |
| 5回目 () | ()回/分 | ②実施場所() 実施時刻() | | 4回目 () () |
| 6回目 () | 中止未実施理由 | 数値()mg/dl 穿刺部位() | 実施者氏名 () | 5回目 () () |
| 7回目 () | | 実施者氏名 () | () | 6回目 () () |
| 8回目 () | 実施者氏名 () | () | ②実施場所() 実施時刻() | 7回目 () () |
| 9回目 () | | | 留置針()G 血管確保部位 | 8回目 () () |
| 10回目 () | | | () 中止未実施理由 | 9回目 () () |
| 中止未実施理由 | | | | 10回目 () () |
| 実施者氏名 () | | | 中止未実施理由 | 中止未実施理由 |
| | | | 実施者氏名 () | 実施者氏名 () |
| | | | ③実施場所() 実施時刻() | |
| | | | 留置針()G 血管確保部位 | |
| | | | () 中止未実施理由 | |
| | | | 実施者氏名 () | |

様式第4号 (第21条関係)

傷病者収容書

| | | | | | |
|--------|-------------------|--------------------------------|-----|----|-------|
| 救急隊記入欄 | 出動救急隊 | 伊達地方消防組合【 中央 ・ 東 ・ 西 ・ 南 ・ 北 】 | | | |
| | 傷病者情報 | 住 所 | | | |
| | | ふりがな | | 性別 | 男 ・ 女 |
| | | 氏 名 | | | |
| | 生年月日 | 年 月 日生 (歳) | | | |
| | 搬送年月日 医療機関収容時間 | 年 月 日 | 時 分 | | |
| 救急隊隊長名 | | | | | |

| | | | | | |
|---------|---------------------------|----------------------------------|--------------------------------------|------------------------------------|-----------------------------------|
| 医療機関記入欄 | 傷 病 名 | | | | |
| | 傷 病 程 度 | 軽 症 <small>(入院加療必要無し)</small> | 中 等 症 <small>(3週間未満の入院加療)</small> | 重 症 <small>(3週間以上の入院加療)</small> | 死 亡 <small>(初診時に死亡を確認)</small> |
| | 担当医師名 | | | | |
| | (収容先医療機関) 所在地 医療機関名 | | | | |

【送付先】 伊達地方消防組合 中央消防署

| | | |
|-----------|------------------|--------------|
| 郵便番号 | 住 所 | 電話番号 |
| 〒960-0634 | 伊達市保原町大泉字大地内93-1 | 024-575-4101 |